

令和２年第２回定例会（１２月議会）

予算及び付託議案審査関係資料

令和２年１２月２日

企 画 振 興 部

【予算関係】

市 町 村 課	知事選挙費に係る債務負担行為の設定について	・・・ 1
---------	-----------------------	-------

知事選挙費に係る債務負担行為の設定について

市町村課

1 概要

令和3年4月19日の任期満了に伴い執行される第20回秋田県知事選挙の啓発等について、様々な媒体を活用した広報を実施するためには、今年度内に契約手続きを行う必要があることから、債務負担行為を設定する。

選挙の告示日 令和3年3月18日（木）

選挙の期日 令和3年4月 4日（日）

2 債務負担行為限度額

8,973千円（ $\ominus$ 8,973千円）

（ 需用費 800千円 ）
（ 委託費 8,173千円 ）

内訳

・啓発看板・懸垂幕等制作費	2,556千円
・テレビ・ラジオCM費	3,098千円
・新聞・ネット広告費	2,083千円
・ポスター・チラシ制作費	436千円
・集計会場電話・コピー機等設備費	800千円

【参考】

知事選挙費年度別主な経費内訳

区 分	令和2年度	令和3年度
市町村交付金	投票所・期日前投票所経費、 ポスター掲示場費、事務費	投票所・期日前投票所経費、開票所経費、 ポスター掲示場費、事務費
県 執 行 分	投票用紙・選挙公報印刷費、 候補者交付物件費（7つ道具）、 事務費	選挙公営費（自動車・ポスター・ビラ等）、 <u>選挙啓発費</u> 、 <u>集計経費</u> 、事務費

※ 債務負担行為設定の対象は下線部分。